

選定療養費について

同じ症状で通算の入院期間が180日を超えた場合、患者さんの状態によっては入院基本料の15%が病院に支払われなくなってしまう可能性があります。そのため、健康保険法等の関係法令に基づき、180日を超えた日からの入院基本料の15%を選定療養費として患者さんにご負担いただきたく何卒ご了承ください。

**入院期間が180日を超えた日から、通常の入院診療費用のほか
選定療養費として1日につき3,003円(税込)ご負担いただきます。**

ただし、関係法令等の定めにより、以下の状態にある患者さんは選定療養費の対象となりません。

【抜 粋】

- 厚生労働大臣が定める難病に認定されている方
- 重症者の病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等重度障害者、重度の意識障害者等
- 人工呼吸器を使用、呼吸管理を実施している状態
- 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過を週2日以上実施している状態
- 悪性新生物に対する腫瘍用剤、放射線療法を実施している状態
- 15歳未満の患者

これらの他にも対象外となる場合があります。詳しくは入退院フロントにお尋ねください。